

令和4年度第3回審議会

日 時	令和5年1月27日（金） 13時30分から15時00分まで
場 所	水源地会議室
出席委員	安部吉弘、北村房子、櫻井寛和、塚原千恵、長尾富美雄、原田峻平（計6名） 欠席：高井伸穂、深川寛治
出席職員	山田基盤整備部長、大野基盤整備部参事 水道課 若林課長、塚原 下水道課 櫻井課長、酒向、那須（計7名）
傍聴者	なし
<p>議事</p> <p>(1) 審議事項 水道料金、下水道使用料のあり方について（答申案）</p> <p>(2) その他 水道事業経営戦略について</p> <p>（14時まで浄化センターと水源地を施設見学）</p> <p>司会 本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 はじめに関市民憲章のご唱和をお願いいたします。 ご起立をお願いします。市民憲章はお配りしてあります議事日程の下のところに記載してございます。 私が「関市民憲章」と読み上げますので、続いてご唱和ください。 （市民憲章唱和） ありがとうございました。ご着席ください。 本日の会議の内容といたしましては、資料の表紙にございますように、「水道料金、下水道使用料のあり方についての答申案」につきまして審議していただきますので、よろしくをお願いします。 それでは、ただいまから、令和4年度第3回関市上下水道事業経営審議会を開会いたします。 原田会長さん、よろしくをお願いいたします。</p> <p>会長 それでは、議事に入ります前に、委員6人（8人中6人）が出席していただいておりますので、審議会規則に定める会議の開催要件（委員の過半数の出席）を満たしていることを報告いたします。 ただいまから、議事に入ります。</p> <p>水道課長 それでは、本日の審議事項であります「水道料金、下水道使用料のあり方についての答申案」について説明させていただきます。 まず表紙がありまして、鏡、目次、答申案、審議経過、別紙資料となります。</p>	

2 ページ以降の答申案に至る審議経過について説明をさせていただきます。内容につきましても、本審議会前に行われた個別説明にて説明させていただいておりますことから、見出し毎に要約して説明をさせていただきます。

それでは、1 上下水道事業の現状、でございます。

関市の水道事業は、市制施行の昭和 25 年度より上水道布設事業に着手し、昭和 27 年度より供用を開始し、あわせて周辺地域では簡易水道が布設される等、水道普及率の向上が図られてきました。その後、水需要の増加した高度経済成長期には、新たに水源地を確保しつつ簡易水道を統合し、平成 5 年度には関市全域が上水道事業の対象地域とされました。また、平成 17 年の市町村合併により旧武儀郡 5 町村が合併し、各地域の上水道事業と簡易水道事業が引き継がれました。さらに平成 29 年度には簡易水道事業の地方公営企業法適用により、水道事業全体が統合されました。こうした経緯を経て関市では優良な地下水源を利用し、安くおいしい水道水の供給が行われています。

次に下水道事業は、市街地を中心に昭和 38 年度から公共下水道に着手し、昭和 42 年 2 月に供用開始となりました。また、市街地周辺においては特定環境保全公共下水道を、農村部では農業集落排水の整備が行われてきました。その結果、普及率は令和 2 年度末で 99.2% となり、市民生活における公衆衛生の向上に貢献してきました。

その一方で、水道事業では有収水量（給水された水量のうち、料金収入が得られた水量）が減少傾向にあり、今後も人口減少や様々な要因により緩やかに減少していくことが見込まれるため、料金収入も同様に減少していくことが予測されます。

関市では平成 17 年の市町村合併以降、老朽化した水道施設の更新に伴う財源確保や、下水道事業の借入金残高（約 200 億円）が経営を圧迫していたことから、平成 24 年度に上下水道料金の改定が行われました。料金改定後は、老朽化した水道施設の更新を行い、また下水道事業では新規借入を抑えながら借入金残高を令和 2 年度末で 113 億円まで減少させてきました。

こうした中で、上下水道管等の施設・設備については、適切な施設の更新や修繕を行い、施設全体を適切に維持管理していくことが求められています。

2 上下水道事業の課題、です。

関市の上下水道事業には「施設・設備」と「財政」の面から次の課題が挙げられます。3 ページをご覧ください。

(1) 「施設・設備」について

水道事業では、19 の水源及び浄水施設、33 のポンプ場、56 の配水池、総延長約 1000km の送配水管により事業運営が行われています。

取水・送水ポンプ、テレメータ設備、電気機械設備については法定耐用年数は 15 年とされていますが、コスト縮減のため、部分的な改良や修繕等により更新頻度を抑えることが必須ですが、耐用年数を大幅に超過している設備が多くなっており、更新工事への対応が喫緊の課題とされています。

管路施設については、平成7年の阪神淡路大震災以降、関市でも平成8年から耐震対策を、平成25年から老朽管対策の管路更新工事を行ってきています。水道管の法定耐用年数は種類を問わず40年ですが、耐震管では概ね80年は使用できるとされています。

次に下水道事業では、平成23年以降は処理区面積、管路延長とも増加はなく、建設費は施設の更新が中心になっています。

現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせると処理場は28箇所ありますが、下水処理設備の耐用年数はポンプ設備・水処理設備等の15年が多く、耐用年数の1.5倍使用するとしても23年経過すると更新時期を迎えます。最も古く昭和42年に供用開始した公共下水道事業の関処理区の浄化センターは供用開始後55年が経過しています。また、供用開始年度が新しい農業集落排水事業の西神野処理場でも平成10年6月の供用開始のため、既に24年経過していることから、今後いかにして更新費用を抑えながら、使用を続けていくかが大きな課題とされています。

(2) 財政について

水道事業では、財政上重視する業務指標(PI)として「経常収支比率」と「料金回収率」があり、業務指標以外には、「翌年度企業債元金償還額」と「年度末保有現金預金額」との対比が重視されています。

経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す指標で、値が高いほど経営状態の健全性が高いことを示し、100%未満は経常損失が生じていることを意味します。関市では令和3年度決算までは100%超を維持していましたが、修繕等の費用の増加と給水収益等の減少により、将来的に当該指標の100%超の維持が困難になることが予測されています。

また、料金回収率は、給水原価(1年間の有収水量1 m^3 当たりにかかる費用)に対する供給単価(1年間の有収水量1 m^3 当たりで得られる収益)の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す指標の一つですが、100%を下回っている場合は、給水に要する費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味し、地方公営企業の独立採算の基本方針に課題があると言えます。関市では平成29年度に簡易水道事業を統合して以降、100%を下回っています。これは簡易水道事業において借入れた建設事業債の早期償還のため、国の定めた基準以上に補助金を繰入れていることに起因しています。

また債務に対する支払い能力を有するかどうかの指標として現金保有額が元金償還額を上回っているかを確認する必要があります。この対比も経常収支比率と同様に将来的に悪化する予測となっています。

次に下水道事業では、下水道使用料で汚水処理費をどの程度賄っているかの指標である経費回収率が課題とされています。本来、受益者負担の原則から経費回収率は100%が望ましいとされていますが、汚水処理費を賄うだけの使用料収入がないため、令和2年度で公共下水道事業は52.6%、特定環境保全公共下水道事業は49.4%、農業集落排水事業は21.3%と100%を大きく下回っています。現状

は市の一般会計からの補填で賄われていますが、国からの財政措置が講じられる要件として、1 m³当たり 150 円の使用料が求められている中、関市は令和 2 年度時点で 118 円であり、国の財政措置が受けられていないのが現状です。

3 事業計画について

水道事業では、持続可能な水道事業を実現するため、令和元年度にアセットマネジメントを策定しこれに合わせて経営戦略の見直しが行われてきました。また、効率的な管路・設備の更新のため、令和 3 年度に関市水道施設更新計画を策定し、施設の更新が必要な箇所優先順位が明確化されました。耐久性・耐震性の高い管路への布設替工事を推進するほか、電気機械設備の更新も合わせて計画的に行うこととされています。これにより年間 8 億円以上の資本的支出を計画しており、その財源措置として必要な企業債をできる限り抑制（年間 2 億円）するほか、更新投資の推進により、収益的支出における修繕費の抑制が図れると予測されています。

次に下水道事業ですが、管渠・施設の点検・調査を行い、優先順位を定めて改築・更新を行う等、従来の対症療法的な手法ではなく、施設が所定の機能を失う前に更新する予防保全の考え方で修繕や更新が行われています。投資計画は、令和 3 年度に策定した経営戦略において令和 12 年度までの 10 年間を期間として反映されています。その中で公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は年平均で合計 4 億円、農業集落排水事業は年平均 1 億円の投資計画が見込まれています。農業集落排水事業では各排水処理施設の電気設備の更新が行われるほか、公共下水道事業では、下水処理場とし尿処理場の統合を令和 3 年度から令和 8 年度にかけて実施され、その他、公共下水道の下水道施設である浄化センターの電気設備の更新が行われます。

4 財政計画について

水道事業では、さきほど述べたとおり、経常収支比率等の指標の改善は水道事業の安定的な経営に必須の事項であり、今後料金改定を行わないとした場合には、令和 8 年度に 3 つの指標全ての悪化が予測されています。

そのため、令和 6 年度から 22% の料金改定をすることにより年間約 2 億 5 千万円の増収が見込まれることから、令和 13 年度までの経常収支比率を 100% 超に維持するとともに、料金回収率を 100% 以上へ回復、さらに元金償還額と現金保有額との対比についても健全性が持続される見込みです。

次に下水道事業ですが、令和 6 年度からの 22% の料金改定により公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業では合わせて 2 億円の増収が、農業集落排水事業では 2 千万円程度の増収が見込まれています。

これまで下水道事業の財源不足については一般会計からの繰入金で補填されてきましたが、料金改定による増収により、一般会計からの繰入金は不要となり、経営戦略の策定期間である令和 12 年度までには、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業では基準外繰入金に頼らない運営が行われ、経費回収率も 70% まで改善する見通しが立てられています。

一方、農業集落排水事業では令和6年度に料金改定を行ったとしても、経費回収率は26%程度の見通しとなっています。この要因は農業集落排水事業では、1ha当たりの利用者が6名程度と少ないため、下水道使用料(農業集落排水使用料)で汚水処理費を賄うことは構造的に困難なことによるものです。

それでも料金改定により1㎡あたりの下水道使用料は146円に達する見込みで、これは国が下水道事業者に最低限の経営努力として求めている1㎡あたりの下水道使用料150円に近い金額となります。

料金改定以降も使用料収入で賄えない汚水処理費については、これまで通り一般会計から補填した繰入金で賄うことに変わりはないものの、ストックマネジメントの考え方にに基づき、下水道の施設・設備の更新費用を平準化することで抑制する等、下水道事業の安定した運営が求められます。

下水道課長 続きまして6ページからの、5 料金改定についてご説明します。

本審議会では、事務局から提示された上下水道事業の現状と課題、今後の事業計画及び財政計画に基づき、令和6年度からの上下水道料金のあり方について、5回にわたり、慎重に審議を行いました。

上下水道料金は公共料金であり、独立採算による事業運営にのみ着目すると受益者負担が過大となり、市民生活への影響が大きくなることから、受益者負担の増大に配慮しつつ、施設・設備の老朽化対策を適切に行うことにより、健全な上下水道事業を継続することが必要との認識が多数を占めました。

また、現行の料金水準のまま事業継続を行った場合、水道事業で施設の更新等の必要な投資が行えないことや、通常の運営資金に不足が生じてくるおそれがあること、下水道事業では、一般会計から補填した繰入金に過度に依存することとなり、安定的に必要な施設・設備の更新が行えない状況に陥るおそれがあり、ひいては事業継続が危ぶまれることから、上下水道事業ともに料金の改定はやむを得ないものとの意見が多数を占めました。

その一方で、あらゆる面から経費削減を図り、短期間に再度の料金改定を行うことがないようにとの意見が出たことを記載しております。

続いて、6 適正な料金水準のあり方について、といたしまして、事業運営の原資となる水道料金、下水道使用料の総額をどの程度に設定するかということに加え、料金算定期間を定める必要があります。

公共料金は、一定期間大きな変動がなく、安定したものであることが望ましく、水道協会、下水道協会ともに3年から5年程度の料金を据え置く期間を設定しています。

他方で、上下水道事業は中期の経営計画として経営戦略を策定しており、下水道事業では、令和3年度から令和12年までの10年間の経営計画が策定されています。

また、料金改定の大幅改定による市民生活への影響を考慮する必要もあります。そこで、一定期間に段階的に料金を改定するケースと単年度に一度に改定する

ケースについて審議した結果、経営の安定化や利用者負担の影響の程度等を勘案し、一度に改定するケースが望ましいことで一致しました。また、改定率については直近の水道及び下水道事業の財政状態に鑑み、22%の改定率を採用することで一致しました。そのうえで、上下水道事業は各料金改定の効果について毎年審議会に報告すること、さらに、改定後5年を目途に審議会で現行料金体系での経営状況を審議し、料金改定が必要かどうかを確認することが必要との意見で一致しました。

そのほか、中長期的に有収水量が減少する中、収入を増やす取り組みが必要であるとの意見や県内他市町村と比べ、関市の水道料金は安価であることのPRが不足していること、或いは、料金の安さよりも安全・安心であることを優先する市民もいると考えられることから、こうした人達へのPRも必要との意見がありました。また、過去の事例を見ても、上下水道料金の改定に当たり、市民の関心を引く上で何が訴求しやすいのかを把握し、さらなる市民への周知、広報が必要との意見があったことを記載しております。

7 ページの、7 料金体系のあり方について、といたしまして、関市の上下水道料金は、「基本料金」と「従量料金」からなる「2部料金制」の体系が採用されています。

固定的に必要とされる経費（「固定費」）は、給排水量に関係ない「基本料金」で賄うことが望ましいとされていますが、多額な設備を必要とする上下水道事業においては、約7割を固定費で占めており、固定費すべてを基本料金で賄うのは、少量使用者に過度な負担を強いることとなります。

他方で、少量使用者であっても上下水道設備を利用していることから、設備の維持管理費を一定程度負担して頂くことにも合理性があるとして上水道事業では、基本料金、水量料金単価をすべての区分で一定率改定する改定案1と基本料金の割合を高める改定とし、現状の割合（22%）から1%あげた23%の基本料金割合として設定する改定案2、下水道事業では、基本水量を現行の2カ月で20m³に据え置き、料金体系を現行のまま基本料金・従量料金ともに一律して改定する改定案Aと基本水量を0m³とし、20m³以下の少量使用者の料金負担額を緩和する（1人世帯2カ月で18m³の改定率17%）改定案Bを審議し、一律22%上げるということが一番公平との意見や、使用水量や口径による差がなく22%改定が分かりやすい等の意見があり、審議の結果、水道事業は1案を、下水道事業ではA案を採用することとなったことを記載しております。

続きまして、8 まとめとして、今後の上下水道事業の健全化のため、料金改定はやむを得ないとの認識が多数を占めて審議を結審した、といたしました。

一方で、上下水道料金をはじめとする公共料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすため、事業者の責務として、料金改定の趣旨や上下水道事業の健全化の必要性等について、市民の理解がより得られるよう、さらに十分な情報提供を行うことを求めるとし、今後、概ね5年に1度、審議会で経営状況を審議し、料金改定が必要かどうかを確認すること、料金改定後においても、社会情勢や経済状

況等を的確に把握し、資金収支のあり方や更新投資の検証に積極的に取り組み、不断の見直しを行うことにより、より健全な事業運営が図られることを求めると記載しました。

そのほか、資料といたしまして、9 ページからの改定試算表、料金改定前・改定後の上下水道事業の投資・財政計画、上下水道の料金表を添付いたしました。

会長 説明が終わりましたので、質疑のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

会長 下水道のところで、「国からの財政措置が講じられる要件として、1 m³当たり 150 円の使用料が求められている中、関市は令和 2 年度時点で 118 円であり、国の財政措置が受けられていないのが現状です」というくだりですが、150 円をターゲットにしたと受け止められないか、突然 150 円という数字が出てくる印象があるのですが。

事務局 国からの財政措置が講じられる要件として、1 m³当たり 150 円の使用料が求められている点については、令和 3 年度の第 3 回審議会（令和 4 年 2 月 8 日）において、国が下水道使用料の目安として使用料月 3,000 円/20 m³を示していることを資料として提供し、説明しております。また、国はこの目安を下水道使用料の調査等において示していることから、本審議会においても国の目安となる指標を審議会にお示ししたと分かるように答申の文書に入れたもので、特段 1 m³当たり 150 円を目指して料金体系を構築したものではないことをご理解いただけますと幸いです。

会長 わかりました。あと、6 適正な料金水準のあり方について、下水道料金体系について、基本料金の割合を高める改定とし、現状の割合（22%）から 1% あげた 23%の基本料金割合として設定する改定案 2 を支持する意見があったことにも触れた方がよいのではないのでしょうか。

下水道課長 その部分については改定案 2 を支持する意見があったことに触れる形で文章を修正させていただきたいと思います。指摘事項については、文面の手直しをして、会長と事務局とが最終的に調整するというご理解を頂きたいと思っております。

会長 それでは、本日の審議会で出された指摘事項について、若干の文面の手直しをして、答申文は会長である私と事務局とが最終的に調整するというご理解を頂きたいと思っております。

（一同、異議なし）

それでは、その他の事項について、事務局から説明をお願いします。

水道課長 では水道事業の経営戦略について、説明をさせていただきます。料金改定を

受けて経営戦略の見直しを行う訳ですが、議会への上程は今の予定では9月です。経営戦略も令和5年度に見直しを行い、正式に見直しを行いましたら、皆さんにご審議して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

会長 質疑もないようですので、次のその他の事項について、事務局から説明をお願いします。

司会 その他につきましては、答申の開催時期でございます。
答申については、3月を予定しておりますが、具体的な日程につきましては、後日調整させていただきたいと思ひますが、このような予定でよろしいでしょうか。

会長 次回の答申の開催時期について、事務局から提案がありました。いかがでしょうか。

それでは、次回の答申の開催時期については、事務局の提案のとおりとします。これで、議事をすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。

司会 本日は、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、これをもちまして、審議会のほうは閉会とさせていただきます。
お疲れ様でございました。